

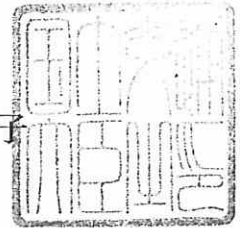


認 定 書

国住指第2218号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第八号及び同法施行令第108条第二号(外壁(非耐力壁):30分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030NE-9106

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

せっこうプラスター塗/木毛セメント板・金属板張/鉄骨造外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

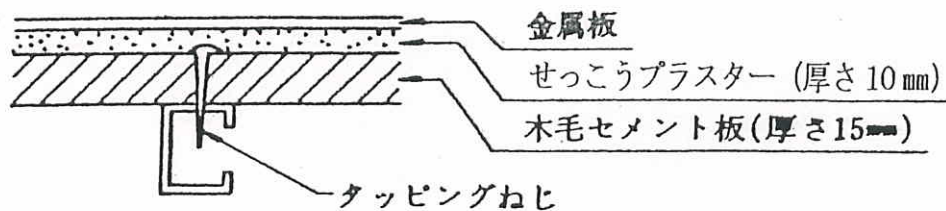
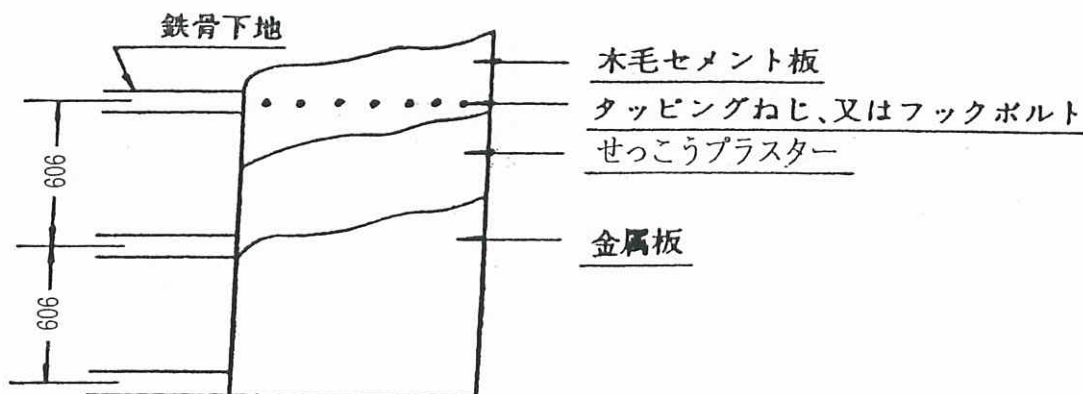
別添の通り

認定番号	PC030NE-9106	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	せっこうプラスター塗／木毛セメント板・金属板張／鉄骨造外壁	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 外壁

2. 構造説明図 (単位 mm)

重量 33 kg/m² (鉄骨下地を除く)



3. 材料等説明

(1) せっこうプラスター

JIS A 6904 せっこうプラスターの規定による。

(2) 木毛セメント板

JIS A 5404 木質系セメント板に規定する木毛セメント板で厚さ 15 mm以上のものとする。

(3) 金属板

JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯及び国土交通大臣認定 NM-8697 塗装／亜鉛めっき鋼板、NM-8674～8696 の規定による。

(4) 取付金物

サビ止めした皿頭タッピングネジまたは平頭ビス、長さは木毛セメント板の実厚の約 2 倍のものとする。

4. 標準仕様

(1) 木毛セメント板は JIS A 5404 木質セメント板に適合する厚さ 15 mm以上のものとする。

(2) 木毛セメント板の取付け及び目地の処理方法などについては日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS 26 内装工事（木毛セメント板）及び建設大臣官房官庁営繕部建築工事共通仕様書に準ずる。

(3) せっこうプラスターは JIS A 6904 に適合する混合せっこうプラスター及びボード用せっこうプラスターとする。

(4) せっこうプラスターと川砂の配合比（容積比）は 1:0.5～1.0 とし塗厚は 3 mm以上とする。

(5) 素材の金属板の取付けは JASS 13 金属工事、JASS 19 陶磁器質タイル張り工事、JASS 26 内装工事などの各項に準ずる。

5. 付帯条件

なし